(d)　「貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって運送活動を組織し、及び監視する活動をいう。

(e)　「国際海上運送サービス」とは、一方の締約国の港と他方の締約国又は第三国の港との間の海上航行船舶による旅客又は貨物の運送をいう（単一の運送書類による戸口間一貫運送事業又は複合運送事業を担うために他の運送サービスの提供者と直接契約を締結することを含み、当該他の運送サービスを提供する権利を含まない。）。

(f)　「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理人として代表する活動をいう。

(i)　見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(ii)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社に代わって活動すること。

(g)　「海上運送の補助的なサービス」とは、海上貨物取扱サービス、倉庫サービス、通関サービス、コンテナー・ステーション及びデポ・サービス、海上運送の代理店サービス及び貨物利用運送サービスをいう。

(h)　「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。港湾運送会社が行う活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(i)　貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(ii)　貨物の固縛又は固縛の解除

(iii)　積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

(i)　「倉庫サービス」とは、冷凍品又は冷蔵品の保管サービス、液体又は気体をばらの状態で貯蔵するサービス及び他の物品（綿、穀物、羊毛、たばこその他の農産物及び家庭用品を含む。）の倉庫サービスをいう。

第八・六十九条　義務

各締約国は、適合しない措置その他の措置であって、第八・十二条及び第八・十八条に規定するものの適用を妨げることなく、次のことを行う。

(a)　商業的な及び差別的でない原則に基づく国際海上運送の市場及び国際海上運送に関する貿易への自由なアクセスの原則を尊重すること。

(b)　特に、港へのアクセス、港の基盤及びサービスの利用、海上運送の補助的なサービスの利用、関連する手数料及び課徴金、通関上の便益並びに積込み及び取卸しのための係留場所及び設備の割当てに関し、他方の締約国を旗国とする船舶又は他方の締約国のサービス提供者が運航する船舶に対し、自国の船舶に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。(注)

注　各締約国は、(a)及びこの(b)に定める原則を適用するに当たり、国際海上運送サービスに関するいかなる協定においてもカーゴ・シェアリングについての取決めを採用し、又は維持してはならない。各締約国は、この協定の効力発生の日前に効力を有し、又は署名された全ての協定における当該取決めをこの協定の効力発生の時に終了させる。

(c)　他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、自国のサービス提供者に与える設立及び運営に関する条件よりも不利でない条件の下で、自国の領域内に企業を設立し、及び運営することを許可すること。

(d)　他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で、港における次のサービスを利用可能なものとすること。

水先

引き船及び引き船支援

食料供給、給油及び給水

ごみ収集及びバラスト廃棄物処理

ポートキャプテン・サービス

航行補助

応急の修理

びょう泊及び係留のサービス

陸岸において行うサービスであって船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）

第Ｆ節　電子商取引

第八・七十条　目的及び一般規定

1　両締約国は、電子商取引が経済成長に寄与し、及び多くの分野における貿易の機会を増大させることを認識する。両締約国は、また、電子商取引の利用及び発展を円滑にすることの重要性を認識する。

2　この節の規定は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること並びに両締約国間における電子商取引を促進することを目的とする。

3　両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則の重要性を認識する。

4　この節の規定は、電子的手段による貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

5　この節の規定は、公営競技等に係るサービス、放送サービス、音響・映像サービス、公証人サービス又はこれと同等の職業サービス及び法律上の代理人サービスについては、適用しない。

6　この節の規定とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の規定が優先する。

第八・七十一条　定義

この節の規定の適用上、

(a)　「電子認証」とは、電子的な通信若しくは取引の当事者の同一性を検証し、又は電子的な通信の信頼性を確保するための処理又は行為をいう。

(b)　「電子署名」とは、他の電子データに付され、又は論理的に関連する電子的な形式でのデータであって、次の要件を満たすものをいう。

(i)　当該電子的な形式でのデータに関係する当該他の電子データが特定の者によって各締約国の法令に従って作成され、又は署名されたことを確証するため、当該特定の者が用いるものであること。

(ii)　当該他の電子データの情報が改変されていないことを確証するものであること。

第八・七十二条　関税

両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならない。

第八・七十三条　ソース・コード

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード（注）の移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができない。この1のいかなる規定も、商業的に交渉された契約においてソース・コードの移転若しくはソース・コードへのアクセスの付与に関する条件を含め、若しくは当該条件を履行すること又は例えば政府調達に関連してソース・コードを自主的に移転すること若しくはソース・コードへのアクセスを自主的に付与することを妨げるものではない。

注　「他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コード」には、製品に含まれるソフトウェアのソース・コードを含む。